

白井市プロポーザル実施に関するガイドライン

制定 平成28年4月1日

改正 令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、白井市（以下「市」という。）が発注する業務委託について、契約の相手方を決定する上でその性質又は目的が価格競争入札に適しないと認められる場合に、一定の条件を満たす複数の提案者を公募又は指名して提案を求め、事業者が持つ実績や専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案した上で、価格などを含めた総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式（以下「プロポーザル」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

【解説】

- 1 本ガイドラインは、プロポーザルにより契約相手方の候補者を選定しようとする場合に、白井市（業務担当課等）が遵守すべき事務手続きを定めたものである。
- 2 プロポーザル参加者が遵守すべき事項は、各プロポーザルにおける実施要領等により定めること。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル 市があらかじめプロポーザルへの参加者(以下、提案者という。)についての資格を定めた上で提案者を公募により募集し、参加資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
- (2) 指名型プロポーザル あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

【解説】

公募型・指名型それぞれの採用条件は、下記のとおりとする。

1 公募型プロポーザル

原則、設計金額500万円以上の案件について採用する。ただし、業務の性質上、履行可能な業者が限られている場合は、白井市建設工事等入札契約審査会で承認された上で指名型プロポーザルを採用することができる。

2 指名型プロポーザル

原則、設計金額500万円未満の案件について採用する。ただし、幅広い提案の掘り起こし等を目的とする場合は、白井市建設工事等入札契約審査会で承認された上で公募型プロポーザルを採用することができる。

(対象業務)

第3条 プロポーザルにより契約相手方の候補者(以下「受注予定者」という。)を選定できる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 総合計画、都市計画等の各種計画策定業務
- (2) 大規模かつ複雑な施行計画の立案、景観を重視した施設設計等の業務
- (3) 情報システムの開発・導入に係る業務
- (4) 催事、公演、イベント等の芸術性、創造性が求められる業務
- (5) 施設の維持管理、運営等の業務で大規模又は長期にわたる業務
- (6) その他プロポーザルにより受注予定者の選定を行うことが適当であると認められる業務

【解説】

- 1 プロポーザルの採用において、金額や期間による制限(条件)は設けていない。金額に関わらず、必要と認められる場合は、少額案件でもプロポーザルを採用することができる。
- 2 各号の具体例
 - (1) 総合計画、都市マスタープラン等の策定支援業務 等
 - (2) 庁舎整備基本計画、基本設計業務 等
 - (3) 図書館システム、ホームページ作成 等
 - (4) 市主催イベントの計画、市発刊パンフレットのデザイン構成 等
 - (5) 学校給食共同調理場調理業務 等
 - (6) 人事研修 等

(事前協議)

第4条 担当課は、プロポーザルにより受注予定者を選定しようとする場合は、あらかじめプロポーザル採用審査依頼書等により白井市建設工事等入札契約審査会(以下「入札契約審査会」という。)に付議し、承認を得なければならない。

【解説】

- 1 入札契約審査会では、プロポーザル採用審査依頼書等に基づき審査するが、担当課において補足する事項等ある場合は、任意様式で参考資料等を添付することができる。
- 2 入札契約審査会は、公募型の参加資格要件及び指名型の指名業者を決定する。

(参加資格要件等)

第5条 提案者は、次に掲げる資格要件等を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。

- (2) 白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されていること。
 - (3) 次のいずれかの日において、「白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領」による指名停止を受けていないこと。
 - ア 公募型プロポーザルにあつては、参加意向の旨の書類（以下「参加申込書」という。）の提出期限から受注予定者の選定まで
 - イ 指名型プロポーザルにあつては、指名通知の日から受注予定者の選定まで
 - (4) 「白井市入札契約に係る暴力団排除要綱」に定める除外措置要件に該当していないこと。
 - (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
 - (6) 本実施要領公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- 2 前項第2号の規定は、当該業務において白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されている者が極端に少ない場合、登載されている者がいない場合又は白井市競争入札参加者適格者名簿に登載の有無にかかわらず広く提案を求めるときは、適用しない。
- 3 前項の規定により白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されていない者を参加させる場合は、次に掲げる事項の書類を提出させ、資格審査を行った上で当該プロポーザルに参加させることができる。
- (1) 法人又は商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - (2) 商号登記していない個人にあつては、身分証明書
 - (3) 財務諸表（法人のみ）
 - (4) 法人にあつては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあつては所得税及び地方消費税の記載がある納税証明書
- 4 前3項に規定するもののほか必要な参加資格要件は、当該業務の内容等に応じて、次の要件を定めることができる。
- (1) 提案者の本店又は支店等の所在地
 - (2) 当該業務と同種又は一定規模以上の完了実績
 - (3) 当該業務の履行に必要な資格又は経験を有する者の配置
 - (4) 当該業務の履行に必要な許認可等の取得状況

- (5) 特殊技術、機械器具又は設備等の保有状況
- (6) その他受注予定者の選定に必要な事項

【解説】

- 1 実施要領に参加資格要件を明確に記載しておくこと。
- 2 指名型の場合、第1項第3号に該当する者を指名しないよう注意すること。
- 3 第2項に規定する白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されている者が極端に少ない場合とは、概ね5者未満とする。

(評価基準)

第6条 担当課は、プロポーザルによる提案者の提案内容等を公平かつ公正に評価するため、プロポーザルの実施前に評価基準を定めなければならない。

- 2 評価基準は、次に掲げる事項に留意して定めるものとする。
 - (1) 評価項目は、業務等の内容に応じて適切に定めること。
 - (2) 評価項目毎に点数化すること。
 - (3) 評価項目毎に評価の視点（ポイント）や内容を客観的に定めること。

【解説】

- 1 評価基準とは、選定委員が評価する際の指標となるものであり、採点表等も含まれる。
- 2 提案内容を評価する主観点だけでなく、業務体制、業務実績、要求仕様（機能）可能数、見積額等を評価する客観点も定めること。
- 3 プロポーザル評価基準（作成例）を参考にすること。
- 4 プロポーザル実施前に定めること。
- 5 評価基準全体に対する見積評価割合は、2割以上とすること。
ただし、業務内容の提案を重視しなければならないものについては、この限りでない
- 6 評価基準作成の際には、入札契約担当課の合議とする。

(実施要領の作成及び公表)

第7条 担当課は、適切なプロポーザルの実施及び公平な提案者の募集等を行うために、次に掲げる事項を実施要領として作成しなければならない。

- (1) 趣旨（委託業務の目的及び公募型又は指名型プロポーザルにより受注予定者を選定する理由）
- (2) 委託業務名称
- (3) 委託業務場所、委託業務内容、履行期間
- (4) 提案限度額
- (5) 契約保証金
- (6) 支払特約（前払いの有無、部分払いの有無及び回数等）

- (7) スケジュール（受注予定者選定までの流れ）
- (8) 参加資格要件、受付期間、受付方法等（公募型に限る）
- (9) 説明会等開催の有無
- (10) 受注予定者の選定方法（評価方法及び評価基準）
- (11) 提案方法（参加申込方法、提案書の作成方法、提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、プレゼンテーションの実施等）
- (12) 質問・回答方法
- (13) 結果通知について
- (14) 結果公表事項及び方法
- (15) 契約締結について
- (16) 提案者が1者の場合の取扱い
- (17) 失格要件
- (18) 注意事項
- (19) 提出先及び問い合わせ先
- (20) その他必要と認められる事項

【解説】

- 1 プロポーザル実施要領（作成例）を参考にすること。
- 2 実施要領に記載する評価基準は、評価項目・点数配分、簡単な評価の視点等に留め、詳細な評価の視点・評価表等は記載しないこととする。
- 3 提案限度額、契約保証金、支払方法等については、予算状況や財務規則を確認し、誤りの無いよう注意すること。
- 4 本ガイドラインにおいては、説明会（現地見学会）は開催しないことを想定しているが、適切なプロポーザルを実施するために必要と考えられる場合は、参加予定者が一同に会さない形で説明会等を開催することは差支えない。
- 5 「提案者が1者の場合は、取り止めることがある。」等の記載を行うことで提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施することができる。
- 6 実施要領作成の際には、入札契約担当課の合議とする。

（プロポーザル選定委員会の設置）

第8条 プロポーザルによる受注予定者の選定に当たっては、その過程等に公正性、透明性及び客観性が求められることから、担当課はプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 選定委員会の委員は5名以上とし、課等長以上の職にある者で構成することを原則とするが、業務等の専門性、公平性、透明性等を確保するために必要な場合はこの限りではない。
- 3 選定委員会の設置に当たって、次に掲げる事項を規定した設置要領を定めなければならない。

（1）設置

(2) 所掌事務

(3) 組織

(4) その他必要と認められる事項

- 4 選定委員会の設置に当たって、業務の内容、重要度及び規模に応じて適宜学識経験者、公募市民等を委員に加えることができる。この場合においては、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関となるため、白井市附属機関条例に基づき選定委員会を設置しなければならない。

【解説】

- 1 プロポーザル選定委員会設置要領（作成例）を参考にすること。
- 2 担当課は、選定委員会要領作成前に選定しようとする委員に承諾を得ること。
- 3 あらかじめ定められた基準に基づき審査し受注予定者を選定することが主な所掌事務になるが、業務の内容・重要度及び規模に応じて実施要領の決定や審査基準の決定をすることもできる。
- 4 その他必要と認められる事項を定める場合には、入札契約担当課と協議すること。
- 5 白井市附属機関条例に基づき選定委員会を設置する場合は、条例改正が必要となるため注意すること。
- 6 設置要領作成の際には、入札契約担当課の合議とすること。

（提案者の募集）

第9条 公募型プロポーザルにより受注予定者を選定しようとする場合は、実施要領等を市ホームページへの掲載等により公表しなければならない。

- 2 公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領において指定する日までに参加申込書及び必要書類（実施要領において指定された場合に限る。）を提出しなければならない。
- 3 参加申込書を提出した者について、参加資格要件を満たす者であるかを確認するものとする。参加資格を満たさないことを確認した場合、その者について提案者としてはならない。
- 4 参加申込者に対し、参加資格の有無を参加資格確認結果通知書により通知するものとする。
- 5 前項の通知を行う場合、参加資格が認められなかった者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。
- 6 第4項の参加資格確認結果通知書により参加資格が認められなかったことについて不服がある者は、参加資格確認結果通知書を受理した日から7日以内に書面により担当課に説明を求めることができる。

【解説】

- 1 公募型については、市ホームページへの掲載は必須とし、さらにその他の方法でできるだけ周知を図るよう努力すること。
※日刊紙等への掲載等
- 2 参加資格が認められなかった場合に説明を求める書面は、実施要領で規定してもよい。

(提案者の指名)

- 第10条 指名型プロポーザルにより受注予定者を選定しようとする場合は、入札契約審査会で承認を得た上で、提案者を選定しなければならない。
- 2 提案者を指名する際は、指名通知書兼提案書等提出依頼書、提案書等提出届、参加辞退届及び実施要領を送付しなければならない。
 - 3 指名を受けた者は、実施要領において指定する日までに参加承諾届または参加辞退届により意思表示しなければならない。

【解説】

- 1 指名型については、指名業者へ郵送で通知することを原則とするが、電子メールで配信することも可とする。その際、一斉送信は使用せず、指名業者同士がわからないよう注意すること。

(質問の受付・回答)

- 第11条 提案者からのプロポーザルに係る質問は、質問書により実施要領に規定された期限までにFAX又は電子メールにより受け付けるものとする。
- 2 質問に対する回答は、実施要領に規定された日時までに市ホームページに掲載しなければならない。

【解説】

- 1 提案書等の作成に影響するので、質問・回答期間は厳守すること。

(受注予定者の選定)

- 第12条 受注予定者は、第1次審査及び第2次審査により選定するものとする。
- 2 第1次審査は書面審査とし、業務体制及び業務実績等を客観的に評価し、第2次審査に進む者を選定する。
 - 3 第1次審査が終了した後、第2次審査に進む者にはプロポーザル第1次審査結果通知書及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付し、その他の者にはプロポーザル第1次審査結果通知書のみを送付するものとする。
 - 4 第2次審査は、選定委員会による提案書及びプレゼンテーション審査とする。ただし、提案を求める内容が客観評価のみで採点できる場合は、プレゼンテーションを省略することができる。

- 5 第2次審査が終了した後、選定委員会において第1次審査と第2次審査の評価点の合計が最も高い者を受注予定者として特定し、次に評価点が高い者を次点者として特定する。ただし、実施要領に定める一定の点数に満たない者を受注予定者及び次点者（以下「受注予定者等」という。）として特定してはならない。
- 6 受注予定者等を選定した際には、プロポーザル第2次審査結果通知書をプレゼンテーション参加者全てに送付するものとする。
- 7 第2次審査に進むことができなかったこと又は受注予定者を選定されなかったことについて不服がある者は、プロポーザル第1次（第2次）審査結果通知書を受理した日から7日以内に書面により担当課に説明を求めることができる。

【解説】

- 1 本ガイドラインでは、書類審査で3～5者程度に選定した後に、プレゼンテーションを実施すること想定しているが、全ての提案者をプレゼンテーションに参加させても差し支えない。その場合は実施要領に明記すること。
- 2 プロポーザル第1次審査結果通知書には、その者の点数のみを記載し、プロポーザル第2次審査結果通知書には、受注予定者名とその点数、次点者名、自己の点数を記載すること。

（結果の公表）

第13条 受注予定者等を選定した際は、速やかに次に掲げる事項を市ホームページに掲載し、公表しなければならない。

- （1）委託業務名称
 - （2）委託業務概要
 - （3）受注予定者等を決定した日
 - （4）受注予定者等の名称及び所在地
 - （5）評価点
 - （6）その他必要な事項
- 2 提出された提案書、受注予定者等の選定過程に係る情報の公開については、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づき適切に対応するものとする。

【解説】

- 1 提案書には、提案者独自のノウハウ等の情報が含まれていることから、公開に当たっては、必要に応じて白井市情報公開条例に基づく第三者意見照会を活用すること。

（契約の締結）

第14条 受注予定者等を選定した後は、速やかに、受注予定者と業務の詳細等を協議の上、別に定める予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

- 2 受注予定者が辞退又は特別な理由により、契約締結ができない場合は、次点者と業務の詳細等を協議の上、別に定める予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。
- 3 受注予定者と契約を締結したときは、次点者に速やかにその旨を連絡しなければならない。
- 4 契約金額は、原則として、提出された見積金額を超えることはできない。

【解説】

- 1 財務規則、契約マニュアルに則り契約締結は、担当課で行うが適宜、入札契約担当課と協議すること。また、契約締結の際は、入札契約担当課の合議とすること。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年5月1日から施行し、同日以後に実施要領の公表を行う公募型プロポーザル及び指名通知を行う指名型プロポーザルから適用する。